

はじめに

商業統計調査（指定統計第23号）は、経済産業省所管のもと、商業（卸売業・小売業）を営むすべての事業所を対象に、わが国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として実施されています。昭和27年に第1回調査を行って以来、昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、以降は5年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易調査を実施することとなりました。今回の平成19年商業統計調査は、第24回目の調査にあたり、5年ぶりの本調査となります。

本書は、今回の調査結果の利用促進を図るため、本県分の集計結果を独自にとりまとめたものです。本書が、群馬県の商業に関する基礎資料として、各種の行政施策、企業経営、学術研究などに広くご活用いただければ幸いです。

この調査の実施にあたり、多大なご尽力をいただきました事業所の方々をはじめ、調査員、指導員、市町村の関係各位に対しまして深く感謝申し上げます。

平成21年1月

群馬県企画部長

利用上の注意

I 商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

3. 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

| 調査年次 | 調査期日 | 調査種別 | 調査年次 | 調査期日 | 調査種別 |
|---------|------|------------|---------|-------|------------|
| 昭和27年調査 | 9月1日 | 卸売・小売業、飲食店 | 昭和57年調査 | 6月1日 | 卸売・小売業、飲食店 |
| 〃 29 〃 | 9月1日 | 〃 | 〃 60 〃 | 5月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 31 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 61 〃 | 10月1日 | 一般飲食店 |
| 〃 33 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 63 〃 | 6月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 35 〃 | 6月1日 | 〃 | 平成元年調査 | 10月1日 | 一般飲食店 |
| 〃 37 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 3 〃 | 7月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 39 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 4 〃 | 10月1日 | 一般飲食店 |
| 〃 41 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 6 〃 | 7月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 43 〃 | 7月1日 | 〃 | 〃 9 〃 | 6月1日 | 〃 |
| 〃 45 〃 | 6月1日 | 〃 | 〃 11 〃 | 7月1日 | 〃 (簡易調査) |
| 〃 47 〃 | 5月1日 | 〃 | 〃 14 〃 | 6月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 49 〃 | 5月1日 | 〃 | 〃 16 〃 | 6月1日 | 〃 (簡易調査) |
| 〃 51 〃 | 5月1日 | 〃 | 〃 19 〃 | 6月1日 | 卸売・小売業 |
| 〃 54 〃 | 6月1日 | 〃 | | | |

4. 調査の範囲

平成 19 年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

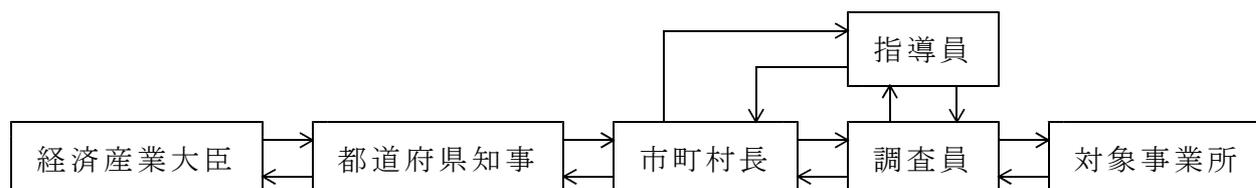
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

※ については、平成 19 年調査より調査を開始した。

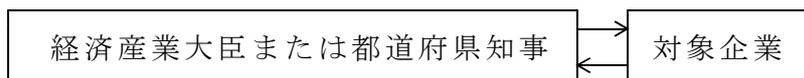
5. 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

① 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- ②商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑱～⑳を除く項目とする。

なお、調査項目のうち⑩～⑮は、小売業のみの調査項目である。

| 調 査 項 目 | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 事業所の名称及び電話番号 | ⑪ セルフサービス方式採用の有無 |
| ② 事業所の所在地 | ⑫ 売場面積 |
| ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額 | ⑬ 営業時間等 |
| ④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 | ⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数 |
| ⑤ 事業所の開設時期 | ⑮ チェーン組織への加盟の有無 |
| ⑥ 従業者数等 | ⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合 |
| ⑦ 年間商品販売額等 | ⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 |
| ⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合 | ⑱ 企業の事業所数等 |
| ⑨ 商品手持額 | |
| ⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 | |

7 主な用語の解説

(1) 商店

商店とは、原則として有体的商品の売買活動を行っている事業所をいう。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所をいう。

(2) 本・支店の別

① 単独店

単独店とは、支店を持たない事業所（一企業一事業所）をいう。

② 本店

本店とは、他の場所に支店営業所などの販売事業所を持っている事業所をいう。

③ 支店

支店とは、支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所などの名称で商品の売買を主に行っている事業所をいう。

(3) 従業者及び就業者

従業者とは、平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

① 個人事業主及び無給家族従業者

個人事業主とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。無給家族従業者とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

② 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

③ 常用雇用者

常用雇用者とは、一定の期間を定めずに、若しくは1か月を越える期間を定めて雇用されている者をいう。また、平成19年の4月、5月のそれぞれの月において、18日以上雇用された者も含む。

ア 正社員・正職員

正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者をいう

イ パート・アルバイト等

パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

④臨時雇用者

臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者をいう。

⑤出向・派遣受入者

出向・派遣受入者とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

⑥パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数

パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間で換算したものである。なお、小数点以下は切り上げている。

(4) 年間商品販売額

年間商品販売額とは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額をいう。なお、年間商品販売額には消費税額を含む。

(5) その他の収入額

その他の収入額とは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額以外の収入額を合計したものをいう（<別表1>参照）。なお、その他の収入額には消費税額を含む。内訳区分の収入額については、その割合をもとに計算している。

<別表1>

| | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----------|---|
| その 他 の 収 入 額 | 商品販売 に関連する 収入 | ①修理料 | 商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合の修理料をいう。 |
| | | ②仲立手数料 | 他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その仲立行為から得た手数料をいう。 |
| | 商業以外 の収入 | ③製造業出荷額 | 下記の収入の合計をいう。 ・自店で製造した商品を卸売している場合の卸売販売額 ・原材料を支給して委託生産したものに、自社において加工処理をして完成させた商品の卸売販売額 ・受託製造した場合の加工賃収入 |
| | | ④飲食部門収入額 | 飲食できる設備を有し、その場所で料理又はその他の飲食料品を飲食させた収入額をいう。 |
| | | ⑤サービス業収入額 | 販売商品に関連しない各種修理のほか、サービスの提供に対する収入額をいう。 |
| | | ⑥上記以外の収入額 | その他の収入額から上記①～⑤を除いた収入額をいう。 |

(6) 年間商品販売額における販売方法別販売額

年間商品販売額における販売方法別販売額とは、年間商品販売額を販売方法別（「現金販売」、「クレジットカードによる販売」、「掛売・その他」）の内訳区分の割合をもとに計算した金額をいう。

(7) 商品手持額

商品手持額とは、平成19年3月末日現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品の金額をいう。

(8) 売場面積（小売業のみ）

売場面積とは、事業所が商品を販売するために、実際に使用する延床面積をいう。

なお、牛乳小売業、自動車小売業、中古自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業については、売場面積の調査をしていない。

(9) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別販売額（小売業のみ）

年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別販売額とは、年間商品販売額を商品販売形態別（「店頭販売」、「訪問販売」、「通信・カタログ販売」、「自動販売機による販売」、「その他」）の内訳区分の割合をもとに計算した金額をいう。

(10) セルフサービス店（小売業のみ）

セルフサービス店とは、セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用している事業所をいう。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ねている場合である。

- ①商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること。
- ②店に備え付けられた買い物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式をとっていること。
- ③売場の出口などに設けられた勘定場で、客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

(11) 営業時間（小売業のみ）

営業時間とは、商店が業務を行っている時間をいう。開店時刻及び閉店時刻から計算しており、その際、分単位は切り捨てている。

なお、牛乳小売業、新聞小売業については、営業時間の調査をしていない。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

来客用駐車場とは、平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては、来客用駐車場の調査をしていない。

(13) チェーン組織（小売業のみ）

チェーン組織の定義は、次のとおりである。

①フランチャイズ・チェーンに加盟している

フランチャイズ・チェーンに加盟している事業所（フランチャイザー）とは、他の事業所（フランチャイジー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイジーの商標や経営のノウハウを用いて、同一のイメージをもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

②ボランティア・チェーンに加盟している

ボランティア・チェーンに加盟している事業所とは、同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

(14) セルフサービス店（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、下記の3つの条件を兼ねている場合である。

- ①商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること。
- ②店に備え付けられた買い物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式をとっていること。
- ③売場の出口などに設けられた勘定場で、客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用している事業所をいう。

(15) 従業者規模

事業所が派遣社員のみで営業している場合もあり得ることから、従業者規模「2人以下」には、従業者の合計が0人の事業所も含まれる。

8 統計表中の記号の用法及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおりである。

| | | |
|--------|-----|--|
| 空欄 | ……… | 皆無又は該当なし |
| 「△」「－」 | ……… | マイナス |
| 「0.0」 | ……… | 単位未満 |
| 「X」 | ……… | その数値に該当する商店数が1又は2で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿したことを示したものである。また、この秘匿によっても「X」が算出されるおそれのあるものについては、商店数が3以上であっても「X」で秘匿した箇所がある。ただし、商店数及び従業者数は、秘匿していない。 |

(2) 統計表中、該当のない産業・区分については省略している。

(3) 概要中の数値は四捨五入してあるため、内訳の和と合計が一致しないことがある。

(4) 構成比については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1位で表示している。そのため、内訳の和が100.0にならないことがある。

(5) 来客用駐車場（小売業のみ）

専用駐車場と共用駐車場の両方を所有している事業所は、「自店の専用駐車場あり」に含まれる。その場合、収容台数は専用駐車場のみの台数となり、共有駐車場の台数は含まれない。

(6) 従業者規模

事業所が派遣社員のみで営業している事業所（従業者の合計が0人の事業所）については、従業者規模「2人以下」としている。

(7) 売場面積規模（小売業のみ）

売場面積を調査していない牛乳小売業、自動車小売業、中古自動車小売業、建具小売業、量小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業及び訪問販売等により売場面積を有していない事業所については、「不詳」としている。

(8) 営業時間区分（小売業のみ）

営業時間を調査していない牛乳小売業、新聞小売業のみを「不詳」としている。

(9) 1事業所当たりの年間商品販売額

1事業所当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

$$1 \text{ 事業所当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{事業所数}}$$

(10) 従業者1人当たりの年間商品販売額

従業者1人当たりの販売額は、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業）及び、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立商の一部）を除いて計算している。

従業者数＝個人事業主及び無給家族従業者＋有給役員＋常用雇用者（正社員・正職員＋パート・アルバイト等）

$$\text{従業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{従業者数}}$$

(11) 就業者1人当たりの年間商品販売額

就業者1人当たりの年間商品販売額は、年間商品販売額のない事業所（代理商・仲立商の一部）を除いて計算している。

なお、就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算したものをを用いている（7（3）⑥参照）。

就業者数＝個人事業主及び無給家族従業者＋有給役員＋常用雇用者（正社員・正職員＋パート・アルバイト等の8時間換算雇用者）＋臨時雇用者＋出向・派遣受入者

$$\text{就業者1人当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{就業者数}}$$

(12) 売場面積1㎡当たりの年間商品販売額（小売業のみ）

売場面積1㎡当たりの年間商品販売額は、売場面積を調査していない牛乳小売業、自動車小売業、中古自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業及び訪問販売等により売場面積を有していない事業所を除いて計算している。

$$\text{売場面積1㎡当たりの年間商品販売額} = \frac{\text{年間商品販売額}}{\text{売場面積}}$$

9 産價格付

(1) 一般的な産業分類の格付け

取扱い商品が単品の場合は、その商品分類番号で、細分類までを決定する。

取扱い商品が複数の場合は、原則として次の方法によって決定する。

①卸売業、小売業の決定

年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

②産業中分類の決定

①で卸売業か小売業のいずれかを決定した後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類を決定する。

③産業小分類の決定

②で決定した中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類を決定する。

④産業細分類の決定

③で決定した小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類を決定する。

(2) 販売額が同額の場合の格付け

①卸売販売額、小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けする。

②卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位2桁、同3桁、同4桁が同額の場合は、若い方の番号に格付けする。

(3) 例外的な産業分類の格付け

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次のとおりである。

①卸売業

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」とは、小分類を生産財、資本財、消費財の3財に分け（<別表2>参照）、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所をいう。

ただし、次の事業所については「4911 各種商品卸売業」から除く。

- ・生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の扱い商品が「524 再生資源卸売」のみの事業所、また、消費財の扱い商品が「549 その他の卸売」のみの事業所。
- ・都道府県経済農業協同組合、全国農業協同組合連合会、スーパーマーケットの本部又は本店、生活協同組合本部など（米麦卸、食料品卸、生活用品卸という商品の性格上販売活動が特定化しているもの）。

「4919 その他の各種商品卸売業」

「4919 その他の各種商品卸売業」とは、生産財、資本財、消費財の3財（＜別表2＞参照）にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50％に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所をいう。

＜別表2＞

| 財 別 | 小分類番号 | 小 分 類 名 称 |
|-------|-------|--|
| 生 産 財 | 501 | 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く） 化学製品卸売業 鉱物・金属材料卸売業 再生資源卸売業 |
| | 522 | |
| | 523 | |
| | 524 | |
| 資 本 財 | 521 | 建築材料卸売業 一般機械器具卸売業 自動車卸売業 電気機械器具卸売業 その他の機械器具卸売業 |
| | 531 | |
| | 532 | |
| | 533 | |
| | 539 | |
| 消 費 財 | 502 | 衣服・身の回り品卸売業 農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 医薬品・化粧品等卸売業 他に分類されない卸売業 |
| | 511 | |
| | 512 | |
| | 541 | |
| | 542 | |
| | 549 | |

「5497 代理商、仲立業」

「5497 代理商、仲立業」とは、これまで、「年間商品販売額」「商品手持額」のない仲立行為専業の事業所のみをいったが、卸売業に格付けされた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に換算したもの）」を比較して仲立手数料が多い事業所をいう。

②小売業

「5511 百貨店、総合スーパー」

「5511 百貨店、総合スーパー」とは、衣（中分類56）、食（同57）、住（同58、59、60）にわたる商品（＜別表3＞参照）を小売していて、そのいずれも小売販売額の10％以上70％未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。

「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」とは、衣、食、住にわたる商品（＜別表3＞参照）を小売していて、そのいずれも小売販売額の50％以上に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所をいう。

＜別表 3＞

| 衣・食・住別 | 中分類番号 | 中分類名称 |
|--------|----------------|-----------------------------------|
| 衣 | 56 | 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| 食 | 57 | 飲食料品小売業 |
| 住 | 58 59 60 | 自動車・自転車小売業 家具・じゅう器・機械器具 その他 |

「5711 各種食料品小売業」

「5711 各種食料品小売業」とは、「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいう。

「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」とは、「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用しており、売場面積が30㎡以上250㎡未満であり、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」とは、小売業に格付けされた事業所のうち、小売販売額に占める「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が90%以上の事業所をいう。

ただし、90%に満たない事業所は、「60911 たばこ・喫煙具」以外の商品の販売額によって格付けする。

10 業態区分について（小売業のみ）

多様化する小売業の実態を把握するために、産業分類別ではなく、取扱商品、売場面積、セルフ方式、営業時間等を条件に、業態区分別に分類したものである。

業態分類の定義は別表「業態分類表」のとおりである。

なお、業態区分における「コンビニエンスストア」は、産業分類「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」と一部定義が異なることに注意する必要がある。

11 この報告書は、経済産業省が平成19年6月1日現在で実施した「商業統計調査」（指定統計第23号）の本県分を県独自に集計したもので、本書に掲載されている数値は、経済産業省から公表される「商業統計表」の数値と相違することがある。

12 平成16年調査は簡易調査として実施したため、調査に用いた商品分類及び産業の格付け方法が平成19年調査とは異なっている。このため、数値を時系列で使用する際には留意する必要がある。

13 平成14年調査、平成16年調査の数値については、あくまでも参考として掲載しているものである。市町村別の数値は合併後の数値として計算している。

業 態 分 類 の 定 義

| 区 分 | セルフ | 取 扱 商 品 | 売 場 面 積 | 営 業 時 間 | 備 考 | |
|---------------|-----|--|-----------------|---------|---|---|
| 1. 百貨店 | × | | | | 産業「551百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所であって従業員が50人以上の事業所をいう。 | |
| 1 大型百貨店 | | | | | | 3000㎡以上 |
| 2 その他の百貨店 | | | 3000㎡未満 | | | |
| 2. 総合スーパー | ○ | | | | | |
| 1 大型総合スーパー | | | | | | 3000㎡以上 |
| 2 中型総合スーパー | | | 3000㎡未満 | | | |
| 3. 専門スーパー | ○ | | | | | |
| 1 衣料品スーパー | | | | | | 衣が70%以上 |
| 2 食料品スーパー | | | | | | 食が70%以上 |
| 3 住関連スーパー | | | | | | 住が70%以上 |
| うちホームセンター | | 住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70%未満 | 250㎡以上 | | | |
| 4. コンビニエンスストア | ○ | 飲食料品を扱っていること | 30㎡以上 250㎡未満 | 14時間以上 | 産業「5791コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。 | |
| うち終日営業店 | | | | 終日営業 | | |
| 5. ドラッグストア | ○ | 産業「601」であって6011を扱っていること | | | | |
| 6. その他スーパー | ○ | | | | 2. 3. 4. 5. 以外のセルフ店 | |
| うち各種商品取扱店 | | | | | | |
| 7. 専門 店 | × | | | | | |
| 1 衣料品専門店 | | | | | | 561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上 |
| 2 食料品専門店 | | | | | | 572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上 |
| 3 住関連専門店 | | 5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上 | | | | |
| 8. 中 心 店 | × | | | | 7. に該当する小売店を除く。 | |
| 1 衣料品中心店 | | | | | | 衣が50%以上 |
| 2 食料品中心店 | | | | | | 食が50%以上 |
| 3 住関連中心店 | | 住が50%以上 | | | | |
| 9. その他の小売店 | × | | | | 1. 7. 8. 以外の非セルフ店 | |
| うち各種商品取扱店 | | | | | | |

注1：セルフとは、売場面積50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2：取り扱い商品の衣食住とは、商品分類番号2桁で衣（56）、食（57）、住（58～60）に分類して集計したものをいう。

注3：6. 及び9. の「うち各種商品取扱店」とは、それぞれの区分のうち、産業分類「5599」（衣食住にわたる商品を小売して、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で従業員50人未満のもの）に格付けされた事業所をいう。

注4：「ホームセンター」及び「ドラッグストア」は平成14年調査より新業態として区分。